**平成２２年（フ）第４２３号**
北海道旭川市大町１条８丁目20番地の79　ホワイト館106
債務者　田中　章博
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４２５号**
北海道旭川市８条通16丁目80番地の３　コーポ八条102
債務者　仲澤　鐵雄
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４２７号**
北海道上川郡上川町字層雲峡　ホテル層雲方
債務者　堤　真紀子（旧姓水尾）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１９８号**
静岡県富士市松本259番地の２　サン・フレア・ベル貫井301号、前住所静岡県富士市今泉3451番地の７
債務者　森　健太郎
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

**平成２２年（フ）第１９９号**
静岡県富士市松本259番地の２サン・フレア・ベル貫井301号、前住所静岡県富士市今泉3451番地の７
債務者　森　克已
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

**平成２２年（フ）第２０６号**
釧路市緑ケ岡２丁目40番23号
債務者　山田谷るみ子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２２年（フ）第２６８号**
北海道厚岸郡浜中町茶内旭２丁目76番地
債務者　小野　昇一
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２２年（フ）第２８４号**
釧路市川上町６丁目２番地　セントラルハイツ402
債務者　加藤　弘樹
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２２年（フ）第２９４号**
釧路市新富士町２丁目７番５号　コーポ憩８－２
債務者　千田　千晶
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２２年（フ）第２９６号**
釧路市寿３丁目４番135号　寿ビル３階135号室、住民票上の住所釧路市寿３丁目４番135号　寿ビル
債務者　松浦　優子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２２年（フ）第２９７号**
釧路市星が浦北４丁目２番３号
債務者　春日　道子（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２２年（フ）第２９８号**
釧路市音別町中園２丁目84番地
債務者　藤田トシ子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２２年（フ）第６１９号**
愛知県岡崎市真伝町字荒戸５番地１　ヴィラフローラ２Ｅ
債務者　川出久美子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月６日午後１時55分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第７１７号**
愛知県豊田市浄水町南平162番地１　すまいるライフ浄水601号
債務者　村松　基一
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月６日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第７３５号**
愛知県豊田市九久平町百々11番地17　リバーサイドヒル202号
債務者　河邉　美里（旧姓平林）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月６日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係